

## 出水期における水位上昇対応（県と市町の連携）について

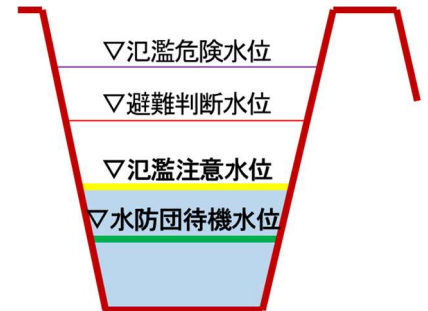
### 前回の概要

- 県では「滋賀県土木防災情報システム」により、洪水予報、水防警報、水位などの情報を常時提供しており、市町の水防を支援している。
- しかしながら、市町の状況によっては、水位情報が確認されない場合が想定される。
- 委員から、「県は、情報を提供するだけで良いのか」との指摘があった。

### 1 水位確認および情報伝達に係る市町の役割について

市町は、水位の状況に応じ、消防団等に出動やその準備を指示する役割等を担っており、確実に水位を確認する必要がある。

	水防警報河川	洪水予報河川	水位周知河川	水位設定している河川
氾濫注意水位	出動	出動 (ただし、水位上昇のおそれがあるとき)		
水防団待機水位	出動準備	出動準備 (ただし、水位上昇のおそれがあるとき)		



### <水防法>（抜粋）

#### 第十七条（水防団及び消防機関の出動）

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認められるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

### <滋賀県水防計画>（抜粋）

#### （1）出動準備

水防管理者は次の場合、管下消防機関に対して出動準備を命ずるものとする。

- （イ）河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されたとき
- （ロ）水防警報河川（水防警報指定河川）にあつては、準備のための警報を受けたとき  
**（水防団待機水位に達したとき）**
- （ハ）洪水予報が発せられたとき **（氾濫注意水位に到達し、さらに上昇が予想されるとき）**

#### （3）出動

消防機関の全員が警戒措置につくものとする。出動命令は概ね次の状況の際、発するものとする。

- （イ）河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあるとき
- （ロ）水防警報河川（水防警報指定河川）にあつては、出動の指令を受けたとき **（氾濫注意水位に達したとき）**

⇒ 一部の市町において水位を確認する体制が整っていなかった。

## 2 今後の対応

市町が水位を確実に確認できるよう、県と市町は、新たに以下の取組を実施することとする。

### 【県】

県は、水防法に基づき、下記の内容について、市町へ助言する。

○市町は、水防管理者として実施すべき内容を計画等の中に明文化するとともに、確実に水位を確認し、適時的確に消防団等に対し指示が実施できる体制を再点検すること。



### 【市町】

市町は、上記の県からの助言に基づき、出水期までに体制を再点検し、不具合があれば改善を図る。



出水期中に、  
改善後の対応状況を県が適宜確認

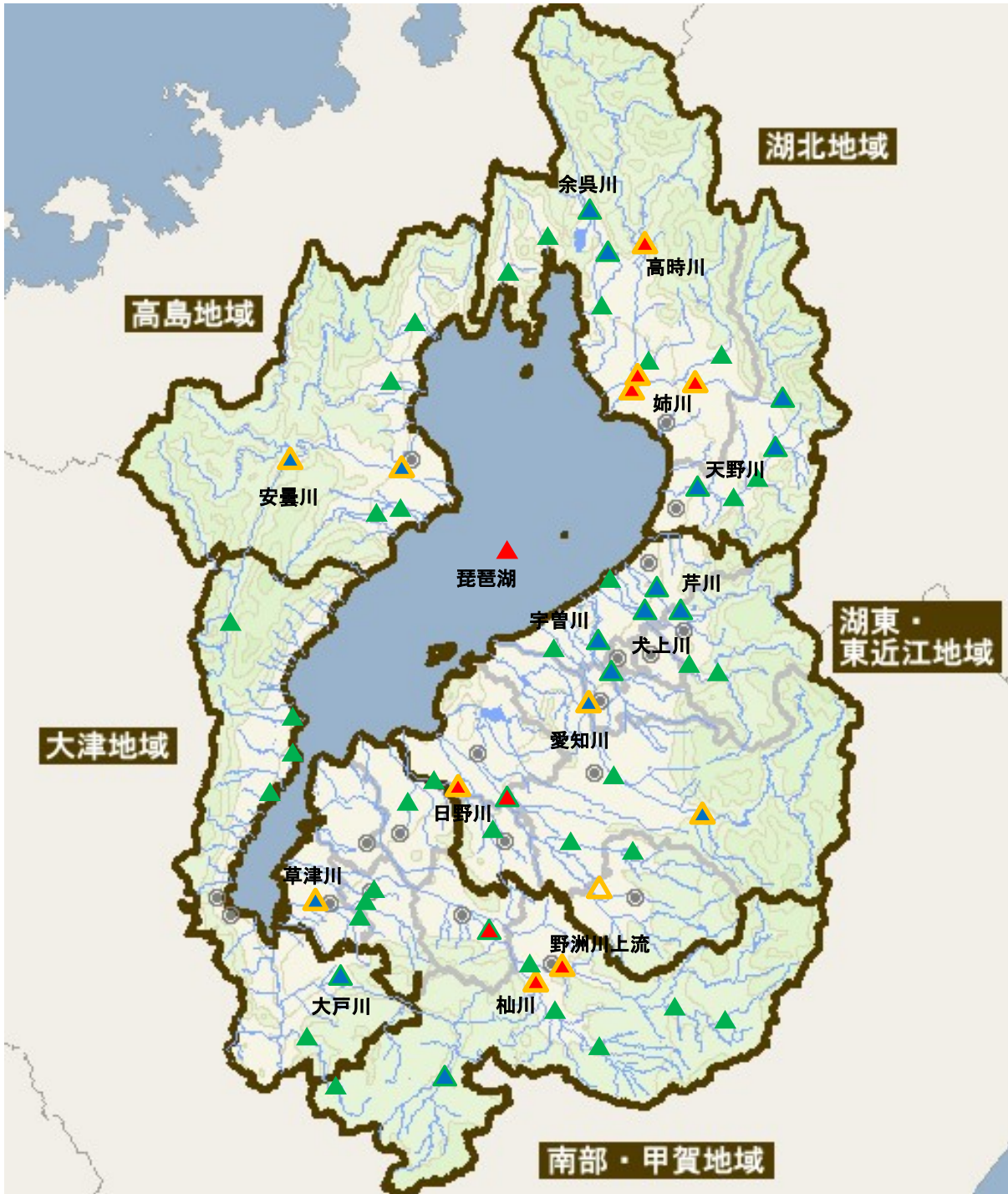
### 【県・市町】

県と市町は、出水期後に、県からの助言による改善状況、水防に関する情報共有、今後の改善点等についての意見交換会を実施する。

市町の改善状況や意見交換会の結果を踏まえ、必要に応じて追加的対応を検討する。

<参考>

水位観測局位置図



- ▲ 水防警報河川：水防を行う必要がある旨を市町に警告するため、水防警報を行う河川（8河川）  
草津川、野洲川上流、杣川、日野川、愛知川、姉川、高時川、安曇川
- ▲ 洪水予報河川：市町が行う避難情報の発令判断に資するため、洪水予報を行う河川（6河川）  
野洲川上流※、杣川※、日野川※、姉川※、高時川※、琵琶湖（※ 水防警報河川と重複する河川）
- ▲ 水位周知河川：市町が行う避難情報の発令判断に資するため、水位情報の通知と周知を行う河川（10河川）  
草津川※、大戸川、愛知川※、宇曾川、犬上川、芹川、天野川、姉川※、余呉川、安曇川※  
（※ 水防警報河川と重複する河川）
- ▲ 水位設定している河川：水防警報河川に準じて、水位を設定している河川（32河川）  
信楽川、雄琴川、真野川、和邇川、金勝川、葉山川、田村川、童子川、佐久良川、祖父川、草野川、  
田川、大川、大浦川、石田川、知内川、百瀬川、鴨川、安曇川、草津川、野洲川、杣川、日野川、  
愛知川、犬上川、天野川、余呉川、大戸川、宇曾川、芹川、姉川、高時川